

議題 5. 定款の改正について（要点）（案）

1. 会員種別の変更
 - 1) 正会員Cの削除（旧第6条第3号）
現在の本会の実態に合わせて削除した。
 - 2) 正会員A及びBの区分の明確化（第6条第1号－第2号）
近年、保健・医療関係以外の加盟申請が続き、正会員AとBの区分に混乱が生じていたため、大学の機関は全てAとして、区分を明確にした。
2. 役員（会長）選出方法の改正（第12条第1号）
会長も選任対象者として明記した。
3. 会議の種類を個別に記載（第24条～第44条）
現行規程の「会議」を、「総会」（第24条～第34条）と「理事会」（第35条～第44条）に区分して、個別に表記した。
4. 評議員会を会議から削除（第23条及び第24条以下を参照）
会長の諮問機関のため、会議から分離して別章とした。
5. 総会の権能の改正（第26条第5号及び第8号）
 - 1) 現行規程では理事会の権能である「借入金」に関する決議を総会の決議事項とした。
 - 2) 規程上は理事会の権能であったが、実際には総会に諮っていた「事業計画及び予算」にかかる事項を追加した。（理事会の権能から削除）（第55条＝旧第47条）
6. 監事の職務の変更（第14条第4項第5号）
監事の職務として規定していた「理事会の招集」を削除した。
7. 「部会」を新設（第22条）
現状に合わせて新設した。
8. 理事会の議決（第42条）
理事会の議事は、「出席した理事の過半数をもって決し」を、「理事総数の過半数をもって決し」に変更した。
9. 「章」建ての改正
「章」建てを以下のとおりとした。

章	1	2	3	4	5	6	7
現行	総則	目的及び事業	会員	役員等	地区会、評議員、名誉顧問及び会友	中央事務局	会議
改正	総則	目的及び事業	会員	役員等	地区会、部会	評議員及び評議員会	総会
章	8	9	10	11	12	13	14
現行	資産及び会計	定款の変更、解散及び合併	公告の方法	雑則			
改正	理事会	資産及び会計	名誉顧問及び会友	中央事務局	定款の変更、解散及び合併	公告	雑則

10. 表記の修正と統一及び区分

複数個所に現れる表記は簡略化すると共に、記述の統一を図った。

また、規程の制定者と手順を可能な限り明記した。

(例：「〇〇の議を経て、・・・」「〇〇の議決を経て、・・・」)

注記)

第6条の改正により、正会員Bから正会員Aに移動する会員の年会費は「入会及び退会に関する細則」に従って変更となるが、その適用は平成24年度会費からとする。

